

別表（第4条関係）

研修の種類	定 義	対 象 職 員
国立保健医療科学院派遣研修	国立保健医療科学院教育訓練学生として派遣する研修	職種区分が技術職員である者のうち、適任と認められる者
資格取得研修	職員が職務を遂行するために必要な資格取得のために派遣する研修	職務を遂行するために、当該資格を要するとされる職員
能力開発研修	職員が職務を遂行する能力の向上を図るために派遣する研修	その都度必要と認められる職員
自己啓発支援	職員が勤務時間外の個人的な時間を利用し、職務遂行能力の開発並びに向上に資することを目的とした支援制度	担当課長等から推薦のあった職員のうち研修・厚生担当課長が指定した者
関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科受講支援	同大学院研究科に当局職員を推薦することにより、職員の自己啓発を支援して能力開発を図るための制度	担当課長等から推薦のあった職員のうち研修・厚生担当課長が指定した者
大阪市立大学大学院創造都市研究科修士課程受講支援	同大学院研究科に当局職員を推薦することにより、職員の自己啓発を支援して能力開発を図るための制度	担当課長等から推薦のあった職員のうち研修・厚生担当課長が指定した者